

令和7年度 福島県立福島高等学校 後期選抜募集要項

1 アドミッション・ポリシー

本校においては次のような意欲をもった生徒の入学を歓迎します。

- ・主体的自律的な学習態度を備え、中学校の教科の学習において優秀な成績を収め、本校においてより高度な学習に挑戦する生徒
- ・様々な分野において同世代のリーダーとなり、周囲と協働して社会に貢献しようとする意欲と実行力を持つ生徒
- ・教科学習のみならず、学校内外のスポーツや文化的な活動等に意欲的に取り組み、その意味を見出そうとする生徒

2 実施学科

全日制の課程 普通科

ただし、前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

3 通学区域

(1) 「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

(2) 東日本大震災により、住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日の時点で保護者（保護者に代わり志願者を監督、保護する身元引受人を含む。以下同じ。）が本校の通学区域となる市町村に住民登録をしていたか、または出願時に保護者が本校の通学区域となる市町村に居住していれば、本校への出願を認める。その場合には、学区内の志願者として取り扱う。

4 募集定員

募集定員（280名）から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

5 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者。（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者。（「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第1 入学者募集」の「2 出願資格」の2(1)～(5)（1ページ参照）に定めるところによる。）

6 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

7 出願期間

- (1) 令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、460円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、速達・書留として送付し、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 中学校卒業者及び卒業見込の者で、「3 通学区域」の(2)に該当する者
本校に問い合わせる。

(3) 上記(1)以外の者

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第3 後期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」(2) (14 ページ参照) に定めるところによる。

(4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（様式共通4号の2）を添付する。

(5) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

自己申告書の提出については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第2 前期選抜」の「1 出願」の「9 自己申告書の提出」(4 ページ参照) に定めるところによる。

ただし、提出期間は、令和7年3月17日（月）から3月21日（金）までとする。

郵送の場合には、3月21日（金）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、祝日は受け付けない。

10 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第2 前期選抜」の「1 出願」の「10 県外等からの出願」(4～5 ページ参照) に定めるところによる。

ただし、その中にある「上記8に示した出願書類」は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第3 後期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」(13～14 ページ参照) とする。

11 願書受付

願書受付については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第2 前期選抜」の「1 出願」の「11 願書受付」（5ページ参照）に定めるところによる。受験票及び入学検定料納付済証明書については、後期選抜に対応する様式とする。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

12 出願先変更

志願者は令和7年3月19日（水）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

また、詳細は「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第3 後期選抜」の「1 出願」の「12 出願先変更」(1)～(4)（14～15ページ参照）に定めるところによる。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 選抜方法・選抜資料

(1) 選抜方法

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(2) 選抜資料

① 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」と「長所・特技等の記録」は合わせて55点満点とし、合計190点満点とする。

② 面接

個人面接を実施する。面接には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学）を含む。面接については点数化し、30点満点とする。

③ 小論文

小論文には、ある資料（日本語・英語）を読み、設問に対する自分の意見等をまとめる内容を含む。小論文については点数化し、120点満点とする。

④ 選抜資料の満点

全体の満点は、340点とする。

15 面接等の日時及び会場

- (1) 日 時 令和7年3月24日（月）
〔受付〕 午前8時15分～午前8時30分
〔開始時刻〕 午前9時00分（小論文・個人面接）
- (2) 会 場 福島県立福島高等学校
- (3) 持参物 受験票、筆記用具、上履き、下足袋、昼食

16 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

17 その他

- (1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第4 その他」の「1 障がい等のある志願者に対する配慮」(18ページ参照)に定めるところによる。
- (3) このほか不明な点があれば、本校に問い合わせること。

===== 出願先 =====

〒960-8002 福島市森合町5番72号 福島県立福島高等学校 電話024(535)2391